

# 外国人研修生・技能実習生を 受け入れている事業主の皆様へ

急激に悪化した現下の経済情勢においても、研修生・技能実習生が当初の研修・技能実習計画を全うして帰国することができるよう最善の努力をお願いします。

## I 新たな研修生の受入れについては、慎重に判断してください

- 新たに研修生の受入れを予定する受入れ団体・受入れ企業におかれては、受入れ企業の事業運営の正確かつ確実な見通しに基づいて慎重にその受入れの判断を行ってください。

## II 研修・技能実習が当初の計画どおり実施できるよう最大限努力してください

- 外国人研修生・技能実習生は、我が国において、技能の修得を目的として来日し、研修契約・雇用契約を締結しているので、受入れ企業においては、外国人研修生・技能実習生が、当初の研修・技能実習計画を全うして帰国することができるよう最大限の努力をする必要があります。
- 外国人技能実習生は、我が国の労働法令の適用を受けるものであり、有期労働契約の場合、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。

～「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」 I 解雇・雇止めの部分を参照下さい～

～～ 事業活動の縮小等に伴い、やむを得ず技能実習生について短期間の休業等を実施せざるを得ない場合、その費用を助成する制度があります ～～

## III 労働条件の一方的な不利益な変更は認められません

- 労働条件を変更する場合には、技能実習生に対して、その事情を懇切・丁寧に説明して、同意を得ることが原則です。

～「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」 II 労働条件の変更の部分を参照下さい～

Ⅳ やむなく受入れの中断をした場合、新たな受入先の確保に取り組んでください

- 研修・技能実習の継続に最大限努めたにもかかわらず、やむを得ず受入れを中断する場合には、研修生・技能実習生に対して、懇切・丁寧に説明した上、その旨を地方入国管理局等に申し出るとともに、**新たな受入れ機関を探する必要があります。**
- **新たな受入れ機関が見つからない場合には、(財)国際研修協力機構(JITCO)に連絡し、協力・指導等を受けて下さい。**
- やむを得ず技能実習生を離職させる場合には、**労働関係法令を遵守の上、当該外国人の氏名、在留資格等をハローワークへ届け出る**ことが義務付けられています。

～「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」 I 解雇・雇止めの部分を参照下さい～

Ⅴ 技能実習生のセーフティネットについて、適切な手続・必要な援助を行ってください

セーフティネット(労働・社会保険)は**技能実習生にも等しく適用**されます。

— これらへの加入は事業主の義務です —

JITCOの緊急相談窓口

TEL 03-6430-1928

札幌	011-242-5820	仙台	022-299-8420
水戸	029-233-2275	宇都宮	028-627-6970
千葉	043-245-2327	東京	03-6430-1190
新潟	025-282-3858	富山	076-442-1496
長野	026-233-5180	静岡	054-250-0032
名古屋	052-934-3932/3950	大阪	06-6344-9521/9522
松江	0852-32-3501	広島	082-224-0253/0254/0263
高松	087-826-3748/3749	松山	089-931-1162
福岡	092-414-1729		各駐在事務所の相談窓口